

## ○京都市長寿すこやかセンター条例

平成15年3月25日  
条例第78号

## 京都市長寿すこやかセンター条例

## (設置)

第1条 市民が住み慣れた地域において、安心して長寿を迎え、生き生きと健やかに暮らすことができる社会の形成に資するため、高齢者の社会参加の促進及び権利の擁護その他の高齢者の福祉の増進を図るとともに、高齢者の福祉に関する活動その他の活動の用に供するための施設を次のように設置する。

名称 京都市長寿すこやかセンター

位置 京都市下京区西木屋町通上ノ口上る梅湊町83番地の1

## (事業)

第2条 京都市長寿すこやかセンター(以下「センター」という。)においては、次の事業を行う。

- (1) 高齢者の社会参加を促進するための事業
- (2) 高齢者の権利を擁護するための関係機関及び関係団体との連絡及び調整
- (3) 高齢者の福祉に関する相談及び指導
- (4) 高齢者の福祉に関する調査及び研究
- (5) 高齢者の福祉に関する情報の収集及び提供
- (6) 高齢者の福祉に関する講座、研修等の開催
- (7) 高齢者のための福祉用具の展示
- (8) 高齢者の福祉に関する活動のための施設の提供
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事業

## (指定管理者による管理)

第3条 センターの管理は、地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)に行わせるものとする。

2 指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。

- (1) 前条各号に掲げる事業に係る業務
- (2) センターの維持管理に係る業務
- (3) その他市長が必要と認める業務

## (開所時間及び休所日)

第4条 センターの開所時間及び休所日は、[別表第1](#)のとおりとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て、これを変更することができる。

## (使用資格)

第5条 会議室(大会議室を除く。)、和室、作品展示コーナー及び児童室を使用することができるものは、高齢者の福祉に関する活動を行うものとする。

## (使用の許可)

第6条 会議室、和室、作品展示コーナー及び児童室並びに付属設備を使用しようとするものは、指定管理者の許可を受けなければならない。

## (利用制限等)

第7条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、センターの利用を制限し、又は使用の許可を取り消すことができる。

- (1) 他の利用者に迷惑を掛け、又は迷惑を掛けるおそれがあるとき。
- (2) 管理上支障があるとき。

2 指定管理者は、会議室、和室、作品展示コーナー又は児童室の使用について、[京都市市民活動センター条例第6条](#)、[京都市福祉ボランティアセンター条例第6条](#)又は[京都市景観・まちづくりセンター条例第6条](#)の規定による許可がされたときは、前条の規定による許可をしないものとする。

## (使用料)

第8条 大会議室及び付属設備の使用の許可を受けたもの並びに駐車場を使用するもの(自動二輪車以外の自動車駐車させるものに限る。)は、[別表第2](#)に掲げる使用料を納入しなければならない。

2 前項の使用料(駐車場の使用料を除く。)は、前納しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

3 駐車場の使用料は、自動車を退場させる際に納入しなければならない。

## (使用料の還付)

第9条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

## (使用料の減免)

第10条 市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

# 京都市長寿すこやかセンター条例

(特別の設備)

第11条 使用の許可を受けたもの(以下「使用者」という。)は、使用しようとする施設に特別の設備をしようとするときは、指定管理者の許可を受けなければならない。

2 指定管理者は、管理上必要があると認めるときは、使用者の負担において、必要な設備をさせ、又は必要な措置を講じさせることができる。

(地位の譲渡等の禁止)

第12条 使用者は、その地位を譲渡し、又は他人に利用させることができない。

(原状回復)

第13条 使用者は、センターの使用を終了し、又は使用の許可の取消しを受けたときは、速やかに原状に復して指定管理者の検査を受けなければならない。

(委任)

第14条 この条例において別に定めることとされている事項及びこの条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則 抄

(施行期日)

1 この条例は、市規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(平成15年4月30日規則第21号で平成15年6月23日から施行)

(準備行為)

2 使用の許可の申請その他センターを供用するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

附 則(平成17年12月26日条例第77号)

(施行期日)

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

(1) 次項の規定 この条例の公布の日

(2) 第1条の規定 平成18年1月1日

(3) 前2号に掲げる規定以外の規定 平成18年4月1日

(準備行為)

2 使用の許可の申請その他作品展示コーナー及び児童室を供用するために必要な準備行為は、第1条の規定の施行前においても行うことができる。

(経過措置)

3 第2条の規定の施行の日前に附則別表の左欄に掲げる同条の規定による改正前の京都市長寿すこやかセンター条例(以下「改正前の条例」という。)の規定による許可の申請を行ったものであって、同条の規定の施行の際許可又は不許可の処分を受けていないものは、同表の右欄に掲げる同条の規定による改正後の京都市長寿すこやかセンター条例(以下「改正後の条例」という。)の規定による許可の申請を行ったものとみなす。

4 第2条の規定の施行の日前に附則別表の左欄に掲げる改正前の条例の規定による許可を受けたものは、同表の右欄に掲げる改正後の条例の規定による許可を受けたものとみなす。

附則別表

|         |         |
|---------|---------|
| 第5条     | 第6条     |
| 第10条第1項 | 第11条第1項 |

附 則(平成22年10月12日条例第17号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

別表第1(第4条関係)

| 区分               | 開所時間                                                                  | 休所日                                    |
|------------------|-----------------------------------------------------------------------|----------------------------------------|
| 相談室及び図書コーナー以外の施設 | 午前9時から午後9時30分まで                                                       | 1月1日から同月4日まで及び12月29日から同月31日まで並びに別に定める日 |
| 相談室              | 午前9時から午後9時30分まで。ただし、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日(以下「休日」という。)は、午前9時から午後5時まで |                                        |

# 京都市長寿すこやかセンター条例

|        |                                             |
|--------|---------------------------------------------|
| 図書コーナー | 午前10時から午後8時30分まで。ただし、日曜日及び休日は、午前10時から午後5時まで |
|--------|---------------------------------------------|

別表第2(第8条関係)

| 区分         |    | 使用料                                                  |
|------------|----|------------------------------------------------------|
| 大会議室       | 午前 | 円<br>13,500                                          |
|            | 午後 | 18,000                                               |
|            | 夜間 | 23,600                                               |
| 駐車場(1回につき) |    | 400円。ただし、使用時間が1時間を超えるときは、超える時間30分までごとに200円を400円に加えた額 |
| 付属設備       |    | 別に定める。                                               |

## 備考

- 「午前」とは午前9時から正午までを、「午後」とは午後1時から午後5時までを、「夜間」とは午後6時から午後9時30分までをいう。
- この表に掲げる使用時間の区分を超えて大会議室を使用する場合の使用料は、30分までごとに、その直前の使用時間の区分に係る使用料の30分当たりの額に1.5を乗じて得た額とする。この場合において、当該金額に100円未満の端数があるときは、これを切り上げる。
- 開所時間の変更に伴い、使用時間の区分を変更する場合の使用料は、この表に掲げる使用料との均衡を考慮して、そのつど別に定める。